

○社会福祉法人大分市社会福祉協議会会長の報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人大分市社会福祉協議会会長（以下「本会会長」という。）の報酬に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における本会会長とは、本会定款第19条第2項の理事会の決議によって理事の中から選定された会長をいう。

(報酬の額)

第3条 本会会長の報酬は月額270,000円とし、年間支給総額を3,240,000円以内とする。

(支給等)

第4条 報酬等の支給に関する取扱い事項については、本会職員の例によるものとする。

(その他)

第5条 この規程の施行についての必要事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

○社会福祉法人大分市社会福祉協議会常勤役員の報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人大分市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第25条の規定により常勤役員の報酬に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における常勤役員とは、本会の定款第18条に規定する常務理事をいう。

(報酬の額)

第3条 常勤役員の報酬は、本会評議員会において別表のとおり定めるものとする。

(支給等)

第4条 報酬等の支給に関する取扱い事項については、本会職員の例によるものとする。

(その他)

第5条 この規程の施行についての必要事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成3年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別 表（第3条関係）

職 名	報 酬 月 額	年間支給総額
常 務 理 事	260,000円	3,120,000円以内

○社会福祉法人大分市社会福祉協議会評議員、役員等の報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人大分市社会福祉協議会定款（以下、「定款」という。）第2章に規定する評議員、第4章に規定する理事（定款第18条第2項に規定する会長及び常務理事を除く。）、監事、第5章に規定する顧問及び第8章に規定する各種委員会の委員（以下「役員等」という。）の報酬について定めるものとする。

(報酬)

第2条 報酬の額は、別表のとおりとする。

2 報酬は、行政職員又は社会福祉法人大分市社会福祉協議会の職員である役員等には、支給しない。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規程の施行に併せ、「社会福祉法人大分市社会福祉協議会役員費用弁償に関する規程（昭和47年4月1日施行）」は、廃止する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表

区 分	報 酬 額	年間支給総額
評 議 員	会議出席1日につき 4,000円	32,000円以内
理 事	会議出席1日につき 4,000円	32,000円以内
監 事	会議出席1日につき 4,000円	36,000円以内
顧 問	会議出席1日につき 4,000円	32,000円以内
各種委員会委員	会議出席1日につき 3,000円	